

公表監第4号

地方自治法第199条第7項の規定により報告した定期監査（財務局・都市局の）結果報告に対して、西宮市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、同条第14項の規定により公表します。

令和5年9月29日

西宮市監査委員	石原俊彦
同	佐竹令次
同	板戸史朗
同	中村衣里

措置を講じた部局又は団体	監査結果報告日	監査結果公表日	措置通知受理日
財務局	令和5年2月9日	令和5年2月10日	令和5年8月29日
都市局	令和5年2月9日	令和5年2月10日	令和5年8月28日
措置の内容	別紙のとおり		

西都総発第 18 号
令和 5 年 8 月 28 日
(2023 年)

西宮市監査委員 石原 俊彦 様
同 佐竹 令次 様
同 板戸 史朗 様
同 中村 衣里 様

西宮市長 石井 登志郎
(公 印 省 略)

監査結果報告に係る措置の状況について (通知)

このことについて、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、次のとおり通知します。

- | | |
|------------|------------------------|
| 1 措置を講じた部局 | 都市局 |
| 2 監査結果報告名 | 定期監査結果報告 (都市局) |
| 3 監査結果提出日 | 令和 5 年 2 月 9 日報告監第 7 号 |
| 4 措置状況 | 別紙のとおり |

定期監査結果報告に基づき講じた措置
(令和5年2月9日付報告監第7号)

(要改善事項)

監査結果報告書 P10

1 適正な公文書の管理

市営住宅の近傍同種家賃算出に用いる建設時の決裁や、改良住宅駐車場に係る駐車場使用許可申請書の原本が所在不明となっている事案、住宅資金の融資あっせんに係る契約書を廃棄した事案が見られた。今後は、文書管理のあり方を見直し、適正な管理に努められたい。

(講じた措置)

文書管理につきましては、保存年限の見直しや決裁時に申請書原本を添付して所在を明確化するなどの見直しを平成30年度から実施し、改善を図りました。今後も適正な文書管理に努めてまいります。

(要改善事項)

監査結果報告書 P10

2 適正な支出事務

(1) 西宮市処務規則の遵守

西宮市個人住宅資金融資あっせん制度に係る預託金の支出負担行為決議書の専決区分の誤りが見られた。今後は、西宮市処務規則を常に確認し、遵守するよう心掛けられたい。

(講じた措置)

支出負担行為決議書の専決区分の誤りについては、書類作成後決裁前に、西宮市処務規則や庶務マニュアルを確認の上決裁する事を徹底し、改善に努めてまいります。

(要改善事項及び監査委員の意見)

監査結果報告書 P10・11

(要改善事項)

2 適正な支出事務

(2) 意思決定に係る公文書の適正な作成

樋ノ口土地区画整理事業においては、西宮市公文書作成指針に基づき、組合に下水道整備を依頼し、負担金を支出することとした処理方針の最終の意思決定自体を公文書として記録し、保存されたい。

(監査委員の意見)

1 公文書の作成と管理

公文書は、市の施策に関する意思決定の内容やその過程、事業実績を検証するための基礎となるものであり、また、市政運営の効率性及び透明性を向上させ、市民に対する説明責任を果たすものであることを再認識し、西宮市文書取扱規程や西宮市公文書作成指針等に則り、適正な作成、管理に努められたい。

(講じた措置)

樋ノ口土地区画整理事業における下水道整備負担金について、組合からの要望書に対する市の回答書の決裁自体が最終の意思決定になりますが、当該決裁書と合わせて、決定に至った経緯や協議議事録等の一連の資料を同一のファイルで保管することにより、改善を図りました。

また今後の意思決定の決裁においては、「方針を決定する」旨を記載し、意思決定であることが明確な公文書の作成を行います。

(要改善事項及び監査委員の意見)

監査結果報告書 P10・12

(要改善事項)

2 適正な支出事務

(3) 指定管理業務における適正なモニタリング

西宮市営住宅等管理業務においては、基本協定書に定める内容を改めて確認し、指定管理者に自己評価結果の提出を求め、モニタリングに適切に反映されたい。

(監査委員の意見)

2 指定管理業務のモニタリング

モニタリング手法については、今後も引続き改善を重ね、より適切なモニタリングに努められたい。

(講じた措置)

基本協定書に定める内容について適切にモニタリングに反映し、引き続き市営住宅管理業務を管理監督してまいります。

モニタリング手法については指定管理者の変更に伴い評価項目の見直しを行い、より適切なモニタリングとなるよう改善いたしました。

(要改善事項)

監査結果報告書 P11

3 適正な契約事務

住宅資金の融資あっせんについて、契約書前文の記入もれや、貸付状況報告書の提出の根拠となる契約を締結していなかった事案、融資を行う金融機関が要綱に定められていなかった事案が見られた。今後は、諸規定や契約等の根拠を十分に確認し、適正な事務処理を行われたい。

(講じた措置)

契約書の前文記入もれについては、契約時に契約書面の確認を担当課及び契約金融機関側で徹底し記入漏れが起こらないよう徹底しました。市が預託を行っていない貸付金融機関については、貸付状況報告書提出の根拠となる契約を一行しか締結していなかったため、他行も契約締結を行いました。また、融資を行っている金融機関1行(三菱UFJ信託銀行)が要綱に定められていなかった件については、令和5年4月1日付けで要綱の改正を行いました。

4 適正な財産管理事務

備品の廃棄手続がもれた場合、実際に廃棄されたのかどうかや、その廃棄が適切であったのかどうかについて、後日検証を行うことが極めて困難となる。したがって、備品を廃棄する際には、手続が確実に行われるよう、管理体制を整備されたい。また、備品管理システムへの登録もれについても適正に処理されたい。

(講じた措置)

備品の現物が確認できないもの、備品登録がもれていたものについては、備品管理システム上処理を行い、実態と合うよう是正いたしました。今後も引き続き適正な備品管理を行っていくよう努めてまいります。

(要改善事項)

5 適正な服務事務

時間外勤務における割増区分の適用誤りについては、ダブルチェックを行う等適正な事務処理に努められたい。

(講じた措置)

担当者と係長で庶務関連資料を再度確認し、今後はダブルチェックを徹底するなど適正な事務処理に努めてまいります。